

**運営規程 参考様式
(幼稚園型認定こども園用)**

※ この参考様式に記載している項目のほか、各園で必要に応じて項目を追加していただくことも可能です。

平成26年11月

宇都宮市子ども部保育課

〇〇幼稚園 運営規程

(事業所の名称等)

第1条 (法人名)が設置するこの幼稚園型認定こども園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 〇〇幼稚園
- (2) 所在地 宇都宮市〇〇町・・・

(施設の目的及び運営方針)

第2条 〇〇幼稚園(以下「当園」という。)は、学校教育法第22条及び第23条に従って入園する幼児(以下「園児」という。)を保育し、適当なる環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

- 2 当園は、社会の期待や願いに応えられる創意と活力のある保育活動をすすめ、園児・保護者・地域に信頼されるよう努めるものとする。
- 3 当園は、安心・安定した情緒と落ち着いた保育環境の中で、健やかで豊かな心と体が育つよう保育を行うものとする。
- 4 当園は、子育て支援と対話・相談を大切にし、親と子の育ちの場となるよう努めるものとする。
- 5 当園は、「学校教育法(昭和22年3月31日 法律第26号)」その他関係法令を遵守し、事業を実施するものとする。

※ 2～4については、現在幼稚園部分において、建学の精神に基づき定めている運営方針を記載すること。

(学級の編制)

第3条 1学級の園児の数は、35人以下を原則とする。

- 2 学級は、学年の初めの日の前日において同じ年齢にある園児で編制することを原則とする。

(緊急時における対応方法)

第4条 当園の職員は、保育の提供を行っているときに、園児に体調の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに囑託医又は幼児の主治医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、宇都宮市、園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 当園は、事故の状況や事故に際して行った処置について記録するとともに、事故発生の原因を解明し、再発防止のための対策を講じるものとする。
- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第5条 非常災害に備えて、消防計画等を作成し、防火管理者又は火気・消防等について

の責任を定め、少なくとも毎月1回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

(虐待の防止のための措置)

第6条 当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じるものとする。

(記録の整備)

第7条 当園は、保育の提供に関する以下に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存するものとする。

- (1) 保育の実施に当たっての計画
- (2) 提供した保育に係る提供記録
- (3) 宇都宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（宇都宮市条例第33条）第19条に規定する支給認定を行った市区町村への通知に係る記録
- (4) 保護者からの苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して行った処置についての記録

(その他運営に関する重要事項)

第8条 次に掲げる事項については、園則の定めるところによる。

- (1) 提供する保育の内容
- (2) 職員の職種、員数及び職務の内容、
- (3) 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (4) 支給認定保護者から受領する利用者負担額その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額
- (5) 利用定員
- (6) 利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項

※ 以上のほか、「運営に関する重要事項」として記載するものがあれば、各園において適宜追加すること。

項目（例）については、以下のようなものが考えられる。

(要望・苦情等について)

第9条

(第三者評価について)

第10条

(秘密の保持について)

第11条

など

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。